

## 豊田市企業立地道路整備補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号。)に定めるもののほか、豊田市企業立地道路整備補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、用語の意義は、豊田市成長投資促進条例(令和6年条例第48号。以下「条例」という。)の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 開発事業者 製造業、製品の製造に係るサービス業、製品の製造に係る情報通信業、高度先端産業分野に属する事業、製造業に属する事業に類する事業又は物流業として市長が認める事業の用に直接供される事業所の設置を目的とした開発事業を行う者をいう。
- (2) 民間事業者 開発事業者のうち、当該開発事業の区域内で、製造業、製品の製造に係るサービス業、製品の製造に係る情報通信業、高度先端産業分野に属する事業、製造業に属する事業に類する事業又は物流業として市長が認める事業を実施し、かつ、その事業の用に直接供される事業所を設置する者をいう。
- (3) 道路整備 次に掲げる項目の全てに該当する道路の整備をいう。
  - ア 豊田市開発許可技術基準の「3道路(2)敷地が接する道路の幅員」において規定する規定値未満の開発区域外道路を規定値以上にすものであり、豊田市道路管理規則(昭和48年規則第11号。以下「管理規則」という。)第5条に規定する承認書の交付を受けて実施する既存の道路(橋梁整備事業を除く。)の改良事業であること。
  - イ 一つの開発事業につき一路線であること。
  - ウ 整備すべき必要最小限の区間であること。ただし、市長が整備事業について条件を付す場合は除く。

### (補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、民間事業者が当該開発事業の区域外で実施する道路整備に係る負担を軽減することにより、企業立地を促進することを目的とする。

### (補助対象となる開発事業)

第4条 この要綱による補助金の対象となる開発事業は、次の各号の全てに該当する事業とする。

- (1) 都市計画区域内での開発事業であること。
- (2) 開発事業面積が0.3ha以上であること。
- (3) 担当部局等と必要な調整が完了した開発事業であること。

### (申請対象となる民間事業者)

第5条 この要綱による補助金の申請の対象となる民間事業者（以下「対象事業者」という。）は、前条の開発事業を行う者で、次の各号の要件を全て満たす者とする。

(1) 当該道路整備に伴い管理規則第5条に規定する承認書の交付を受けていること。

(2) 条例第5条に規定する欠格事由に該当しないこと。

（事業計画の認定）

第6条 この要綱による補助金を受けようとする対象事業者は、道路整備に係る事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、当該道路整備に着手する日までに、道路整備計画認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による認定申請があったときは、速やかに審査し、認定すべきものと認めた場合は、道路整備計画認定通知書（様式第2号）を申請者に送付するものとする。

4 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

（認定計画の変更等）

第7条 前条第3項の規定により事業計画の認定を受けた対象事業者（以下「認定事業者」という。）は、同項の規定に基づき認定を受けた事業計画（以下「認定計画」）という。）を変更又は取下げしようとするときは、道路整備計画／変更／取下げ／申請書（様式第3号）を提出し、市長の認定を受けなければならない。

（改善命令）

第8条 市長は、認定事業者が認定計画に従って事業を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を講じることを命ずることができる。

（認定計画の取消し）

第9条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定計画を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。

(2) 認定計画と異なる事業を行ったとき。

(3) 第5条各号の要件に該当することとなったとき。

(4) 第6条第3項の規定による認定の通知があった日から1年以内に認定計画に基づく事業に着手しないとき。

(5) 第12条第2項に規定する期限内に認定計画に基づく事業に係る補助金の交付申請をしないとき。

(6) 前条の規定により命じられた措置を講じないとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが著しく不適當であると認めるとき。

(補助金の額)

第10条 補助金の額は、道路整備に必要な費用（消費税及び地方消費税に相当する額、用地費及び道路整備の後に同一箇所で実施する水道施設整備のため、撤去することが予定される部分の道路整備に係る費用を除く。）に相当する額（整備費は1㎡あたり2万円を限度とする。）に2分の1を乗じて得た額（千円未満切捨て）で、2,000万円を限度とし、毎年度予算の定める範囲内において決定する。

(交付対象となる認定事業者)

第11条 この要綱による補助金の交付の対象となる認定事業者（以下「交付対象事業者」という。）は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

(1) 当該認定計画に基づく道路整備を完了していること。

(2) 豊田市税を滞納していないこと。

(補助金の交付申請等)

第12条 交付対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、道路整備補助金交付申請書兼実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書の提出の期限は、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項に規定する道路の供用を開始した日若しくは道路整備に係る支払が完了した日のいずれか遅い日（以下「事業完了日」という。）の翌日から起算して3月に当たる日又は事業完了日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

3 第1項に規定する申請書に添付する図書は、別表第2に掲げるものとする。

(交付決定等)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付及びその額を確定し、道路整備補助金交付決定兼確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条に規定する通知の後、交付決定を受けた者から提出される請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者（以下「交付決定

者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定又は交付を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、交付決定者が前条の規定により補助金の交付を取り消されたときは、既に支払われた補助金の一部又は全部について、期限を定めて当該交付決定者に対し、その返還を命ずることができる。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(申請者の電子申請による特例)

第17条 申請者は第6条の規定に基づく認定の申請、第7条の規定に基づく変更等の申請及び第12条の規定に基づく交付の申請については、あいち電子申請・届出システム(平成16年あいち電子申請・届け出システム利用規則)等により、行うことができる。

(市長の電子申請による特例)

第18条 市長は第6条第3項の規定に基づく認定の通知及び第13条第1項の規定に基づく交付決定等の通知については、あいち電子申請・届出システム(平成16年あいち電子申請・届け出システム利用規則)により、通知することができる。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の豊田市企業立地道路整備補助金交付要綱の規定に基づく様式を使用している場合は、改正後の豊田市企業立地道路整備補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、当該様式を使用することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同要綱の失効前に、事業計画の認定を受けた対象事業者に対する当該認定に係る補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係） 事業計画の認定申請に必要な図書等

提出図書等	図書の内容等
事業計画書	開発事業の概要（①事業場所、②スケジュール、③対象事業者の業種及び事業概要） 道路整備の概要（①設計概要、②スケジュール、③概算工事費）
道路工事／施行／施行変更／承認書の写し	道路工事／施行／施行変更／承認書（管理規則様式第2号及び別記承認の条件）の写し
工事／着手／完了／届の写し	道路／着手／完了／届（管理規則様式第15号）の写し（着手時）
土地の登記事項全部証明書及び公図	施設用地の登記事項全部証明書（土地の所有権が豊田市に移転済であることが確認できるもの）及び公図
付近見取り図	①方位、②道路、③目標となる建物 等
配置図	①方位、②縮尺、③寸法、④敷地境界、⑤道路施設の位置及び幅員
求積図	①敷地面積、②その他個別施設の求積図
現況写真	敷地及びその周辺部の写真
法人の登記事項証明書又は住民票の写し	法人は法人の登記事項証明書、個人は住民票の写し
定款又は規約	定款又は規約
役員名簿	役員の氏名、フリガナ、生年月日、性別及び住所を記載した名簿

別表第2（第12条関係） 補助金の交付申請に必要なとなる図書等

提出図書等	図書の内容等
事業実績書	完成した道路整備の概要
事業費明細書	補助金の交付申請算出基礎
工事／着手／完了／届の写し	道路／着手／完了／届（管理規則様式第15号）の写し（完了時）
工事請負契約書等の写し	①工事請負契約書の写し、②支払いを証する書類、③工事引渡書の写し
開発許可書の写し	開発許可書の写し
付近見取り図	①方位、②道路、③目標となる建物 等
配置図	①方位、②縮尺、③寸法、④敷地境界、⑤道路施設の位置及び幅員
求積図	①敷地面積、②その他個別施設の求積図
完成写真	外観及び個別施設の写真



(添付資料)

- 1 事業計画書
- 2 道路工事／施行／施行変更／承認書の写し
- 3 工事／着手／完了／届の写し
- 4 土地の登記事項全部証明書及び公図
- 5 付近見取り図
- 6 配置図
- 7 求積図
- 8 現況写真
- 9 法人の登記事項証明書又は住民票の写し
- 10 定款又は規約
- 11 役員名簿

様式第2号（第6条関係）

道路整備計画認定通知書

第 年 月 日 号  
様

豊田市長 印

年 月 日付けで提出された事業計画について、豊田市企業立地道路整備補助金交付要綱第6条第3項の規定により認定します。

※ この通知書は、補助金の交付を決定するものではありません。

様式第3号（第7条関係）

道路整備計画変更（取下げ）申請書

年 月 日

豊田市長 様

申請者 所在地  
名称  
代表者名

年 月 日付け豊 発第 号で認定のありました事業計画について、事業計画を変更（取下げ）しますので、豊田市企業立地道路整備補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

1 変更

変更事項	
変更理由	

2 取下げ

取下げ理由	
-------	--

様式第4号（第12条関係）

道路整備補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

豊田市長 様

申請者 所在地  
名称  
代表者名

年 月 日付け豊 発第 号で認定のありました事業計画について、事業が完了しましたので、豊田市補助金等交付規則第4条及び第10条並びに豊田市企業立地道路整備補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて申請及び実績報告します。

補助金交付申請額	金	円
----------	---	---

<補助金申請の同意・誓約事項>

内容	同意・誓約欄 ( <input checked="" type="checkbox"/> チェックしてください。)
1 豊田市税を滞納していない。	<input type="checkbox"/>
2 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することに同意します。	<input type="checkbox"/>

<法人番号>

法人番号（13桁）												

(添付資料)

- 1 事業実績書
- 2 事業費明細書
- 3 工事/着手/完了/届の写し

- 4 工事請負契約書等の写し
- 5 開発許可書の写し
- 6 付近見取り図
- 7 配置図
- 8 求積図
- 9 完成写真

様式第5号（第13条関係）

道路整備補助金交付決定兼確定通知書

第 号  
年 月 日

様

豊田市長 印

年 月 日付けで交付申請のありました豊田市企業立地道路整備補助金については、豊田市補助金等交付規則第5条及び第11条並びに豊田市企業立地道路整備補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり交付決定し、併せて交付額の確定をいたしましたので、通知します。

記

交付決定額兼確定額 金 円